

(裁決)行決 覽回後		連		決行指定		決裁指定		保存期限	
長(部)局		長(部)局		大 臣		件 名		番 號	
		經理 局長 第一課 第二課 第三課 法務		政務次官 官 次		交戦法規ノ適用ニ關スル件		陸軍省 陸文領受第 四四七	
長 課		長 課		高 級 官 員		書 記 官		起 元 應 (課 名)	
		機械 銃砲 新團 軍醫 主計 監査 衣糧 建築 法務		主 務 副 官 主 務 副 官		書記官 出 発		陸軍省 陸軍省 陸軍省	
長 課		長 課		主 務 官		主 務 官		審 案 者	
				房 官 臣 大 了 結 領 受		課 局 務 主 出 提 領 受		審 案 者 陸軍省 陸軍省	
				昭 和 年		昭 和 年		審 案 者 陸軍省 陸軍省	
				昭 和 年		昭 和 年		審 案 者 陸軍省 陸軍省	
				昭 和 年		昭 和 年		審 案 者 陸軍省 陸軍省	

政務官 回付(決行前)

(決行後)

審案者

陸

陸軍省

陸軍省

陸軍省
 12.8.7
 文第176
 法務局

陸軍省
 12.8.5
 陸軍省

本件ノ海軍外務
 一應了解セシメアリ

別紙ノ通

次官ヲ支那駐屯軍參謀長宛通牒案

陸支密 飛行便

陸支密第一九八號

昭和拾貳年八月五日



極秘

0323

陸軍密

次官ヨリ駐屯軍參謀長宛（飛行便）

今次事變ニ關シ交戦法規等ノ問題ニ關シテハ

ス

右依命通牒ス

別紙

左記

マ現下ノ情勢ニ於テ帝國ハ對支全面戰爭ヲ爲シアラサルヲ以テ「戰
戰ノ法規慣例ニ關スル條約其ノ他交戦法規ニ關スル諸條約」ノ具
体的事項ヲ悉ク適用シテ行動スルコトハ適當ナラス

マ但シ左ノ件ヲ實施スルハ現下ノ狀況ニ於テ當然ノ措置ナルヘシ

一、自衛上必要ノ限度ニ於テ敵性ヲ有スル支那領土ニ對シテ
收没收破滅シ或ハ適宜處分（例へハ懲罰性アルモノ）ヲ長期ノ保

陸軍

本軍ニ従ヘサルモノノ押收候之カ保管ニ多大ノ難致、地方ヲ要スル
モノ等ヲ換價又ハ売却スル等）シ

（但シ土地建物等ノ不動産及私有財産（市、區、町、村ニ屬ス

ル財産ヲ含ム）ハ之ヲ軍ニ於テ没收スルコトハ適當ナラズ）

及、自衛ノ爲又ハ地方良民等ノ保護ノ爲緊要臣ムヲ得サル場合ニ

於テ前項ノ物件等ヲ利用スルコト

或右邊ノ外日支兵干戈ノ間ニ相見ユルノ急迫セル本軍ニ直屬シ且

戰爭ヘノ移行轉移必スシキ明確ニ判別シ難キ現狀ニ於テ自衛上

記條約ノ精神ニ準據シ實情ニ即シ機ヲ失セズ必要ノ措置ヲ取ルニ

遺憾ナキヲ期ス

本軍ノ本件ニ關スル行動ノ準據前邊ノ如シト雖番國カ常ニ人類ノ平

陸軍

和ヲ愛好シ戰闘ニ伴フ被害ヲ極力被殺セシムトシテ願念シテアルモノ
 ナルカ故ニ此等ノ目的ニ關シテ前送「戰闘ノ法道實例」ニ關スル
 條約其ノ他交戰法規ニ關スル條條約「中客敵手段ノ適用等」ニ關シ
 之カ規定ヲ努メテ尊重スヘク又吾國現下ノ國策ハ努メテ日支並國
 戰ニ關ルヲ避ケントスルニ在ルヲ以テ日支並國戰ヲ相平例ニ先ン
 シテ決心セリト見ラルル如キ實動一例ヘハ戰利品、俘虜等ノ名稱
 ノ使用感ハ軍自ラ交戰法規ヲ其條適用セリト公稱シ其ノ他必要已
 ムヲ得サルニエアラサルニ斷外國ノ稱稱ヲ刺戟スルカ如キ行動一ハ
 努メテ之ヲ避ケ又親地ニ於ケル外國人ノ生命、財産ノ保護、陸境
 外國軍隊ニ對スル應待等ニ關シテハ尤メテ道法約ニ處置シ轉ニ其
 ノ財產等ノ保護ニ當リテハ努メテ外國人轉ニ外國外交官等ノ中

以テ待テ之ヲ行フ要ヲサレ候事ヲ相カサルノ用意ヲ必要トスヘ

シ

其地方ノ行政治安維持其ノ他官公署等ノ助産不助産ノ保護等ニ關シ
 アモ軍政ヲ布キ成ハ軍自ラ進ンテ之ニ關與スルヲ避ケ前途ノ趣旨
 ニ儘ミ努メテ北支文明教化ニ寄ナキ支那側人士ヲシテ自主的ニ之ニ
 當ラシメ軍ハ現地ニ於ケル唯一ノ治安維持ノ員ノ有能力者トシテ
 之ニ必要ナル内面的援助ヲ與ヘ其ノ實ヲ舉クルヲ可トス又支那側
 ノ紳社佛團等ノ保護ニ就テハ勉メテ注意アラズ

六右諸件ノ實施ニ方リテハ機ヲ失ハス之カ具體的報告ヲ提出スルモ
 ノトス

追テ右諸件期內總領事ニモ傳ヘラレ度、外務省諒解済

0322

(裁決)行決後 覽回後		連 帶		決裁指定 局長 		保存期限	
長(部)局		長(部)局		大臣 委員 委		受領 番号 支隊受第四七號	
				政務次官 委員 委		支隊法規ノ適用ニ関スル件	
長 課		長 課		參與官 高級副官 局長 		起元廳(課名)	
				書記官 主務 副官 長課務主 		筆記者 (陸軍)	
				大員課務主 		陸軍	
				大員官房 受領 昭和 年 月 日		陸軍 第三〇三號	
				提出 昭和 年 月 日		陸軍	
				受領 昭和 年 月 日		陸軍	
				提出 昭和 年 月 日		陸軍	

政務官 回付(決行前)

(決行後)

筆記者 (陸軍)

次官より集團參謀長宛

通牒案

(陸支案)

交戦法規ノ適用ニ関シ別紙ノ通牒各軍ニ

通牒セラルレアルニ休之ニ準據セラルレ度

通牒ス

陸支密第一七七二號 昭和二年十二月四日



交戦法規ノ適用ニ關スル件

一、現下ノ情勢ニ於テ日支兩國ハ未タ國際法上ノ戰爭狀態ニ入りアラサルヲ以テ「陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約其ノ他交戦法規ニ關スル諸條約」ノ具体的事項ヲ悉ク適用シテ行動スルコトハ適當ナラス

二、但シ左ノ件ヲ實施スルハ現下ノ狀況ニ於テ當然ノ措置トシテ差支ナシ

Ⅰ、自衛上必要ノ限度ニ於テ敵性ヲ有スル支那側動産不動産ヲ押收
沒收破壊シ或ハ適宜處分（例ヘハ危險性アルモノ、長期ノ保存ニ堪ヘサルモノ押收後之カ保管ニ多大ノ經費、勞力ヲ要スルモノ等ヲ換價又ハ棄却スル等）スルコト

「但シ土地建物等ノ不動産及私有財産（市、區、町、村ニ屬スル

財産ヲ含ムハ之ヲ軍ニ於テ沒收スルコトハ適當ナラス

2、自衛ノ爲又ハ地方良民等ノ福祉ノ爲緊急己ムヲ得サル場合ニ於テ前項ノ物件等ヲ利用スルコト

三、右述ノ外日支兵干戈ノ間ニ相見ユルノ急迫セル事態ニ直面シ全面戰爭ヘノ移行轉移必スシモ明確ニ判別シ難キ現状ニ於テ自衛上前記條約ノ精神ニ準據シ實情ニ即シ機ヲ失セス所要ノ措置ヲ取ルニ遺漏ナキヲ期ス

四、軍ノ本件ニ關スル行動ノ準據前述ノ如シト雖帝國カ常ニ人類ノ平和ヲ愛好シ戰鬪ニ伴フ慘害ヲ極力滅殺センコトヲ願念シアルモノナルカ故ニ此等ノ目的ニ副フ如ク前述「陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約其他交戰法規ニ關スル諸條約」中害敵手段ノ選用等ニ關シ之カ規定

ヲ努メテ尊重スヘク又帝國現下ノ國策ハ努メテ日支全面戰ニ陥ルヲ
 避ケントスルニ在ルヲ以テ日支全面戰ヲ相手側ニ先ンシテ決心セリ
 ト見ラルルカ如キ言動（例ヘハ戰利品、俘虜等ノ名稱ノ使用或ハ軍
 自ラ交戦法規ヲ其ノ儘適用セリト公稱シ其ノ他必要己ムヲ得サルニ
 非サルニ諸外國ノ神經ヲ刺戟スルカ如キ言動）ハ努メテ之ヲ避ケ又
 現地ニ於ケル外國人ノ生命、財産ノ保護、駐屯外國軍隊ニ對スル應
 待等ニ關シテハ勉メテ適法的ニ處理シ以テ第三國トノ紛糾ヲ避クル
 ノミナラス皇軍ニ對シテ信賴ヲ抱カシムル如クスルモノトス
 五 地方ノ行政治安維持其ノ他官公署等ノ動産不動産ノ保護等ニ關シテ
 モ軍政ヲ布キ或ハ軍自ラ進ンテ之ニ關與スルヲ避ケ前述ノ趣旨ニ鑑
 ミ軍ハ必要ナル内面的援助ヲ與ヘ其ノ實ヲ舉クルヲ可トス又支那側

ノ神社佛閣等ノ保護ニ就テハ勉メテ注意アリ度
六右諸件ノ實施ニ方リテハ機ヲ失セス之カ具体的報告ヲ提出スルモノ
トス

0333

(裁決)行決 覽回後		帶 連		決行指定		決裁指定		保存期限	
長(部)局		長(部)局		大臣		件名		番受 號領	
				大臣 委		交戦法規適用ニ關スル件		一五九九	
				官 次 官 次 務 政					
長 課		長 課		長局務主官副級高 官與參					
		軍務代		長課務主 副 主 務		書記官		起元廳(課名)	
				員課務主				案 簿 記 者	
				長局務主 副 主 務				陸 軍	
				了結領受 出提領受 職番		昭和 昭和 昭和 昭和		軍事第三號	
				昭和 昭和 昭和 昭和		年 年 年 年			
				昭和 昭和 昭和 昭和		年 年 年 年			
				昭和 昭和 昭和 昭和		年 年 年 年			
				昭和 昭和 昭和 昭和		年 年 年 年			
				昭和 昭和 昭和 昭和		年 年 年 年			

政務官回付(決行前)

(決行後)

案 簿 記 者

陸 軍

陸

軍

又官ニリノ東軍參謀長宛 (飛行便)

今次事件ニ伴フ交戦法規ノ適用ノ限度ニ関シ
テハ別冊ニ準據スルコトニ定メラレタルニ付通牒ス
進テ別冊ハ既ニ支那駐屯軍ニ奉シテ指示
セラレタルモノナルニ付申添フ

陸支密第六三五號

昭和拾貳年九月參日



極秘

交戦法規ノ適用ニ關スル件

一、現下ノ情勢ニ於テ兩國ハ未タ國際法上ノ所謂日支戦争ニ入りアラス
ルテ以テ「陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約其ノ他交戦法規ニ關スル諸
條約」ノ具体的事項ヲ悉ク適用シテ行動スルコトハ適當ナラス

二、但シ左ノ件ヲ實施スルハ現下ノ狀況ニ於テ當然ノ措置トシテ差支ナ
シ

1、自衛上必要ノ限度ニ於テ敵性ヲ有スル支那側動産不動産ヲ押收
沒收破壊シ或ハ適宜處分一例ヘハ危險性アルモノ、長期ノ保存ニ
堪ヘサルモノ、押收後之カ保管ニ多大ノ經費、勞力ヲ要スルモノ
等ヲ換價又ハ棄却スル等一スルコト

「但シ土地建物等ノ不動産及私有財産（市、區、町、村ニ屬スル
財産ヲ含ム）ハ之ヲ軍ニ於テ沒收スルコトハ適當ナラス」

2、自衛ノ爲又ハ地方良民等ノ福祉ノ爲緊急已ムヲ得サル場合ニ於テ前項ノ物件等ヲ利用スルコト

三右述ノ外日支兵干戈ノ間ニ相見ユルノ急迫セル事態ニ直面シ日支戦争ヘノ移行轉移必スシモ明確ニ判別シ難キ現状ニ於テ自衛上前記條約ノ精神ニ準據シ實情ニ即シ機ヲ失セス所要ノ措置ヲ採ルニ遺漏ナキヲ期ス

四軍ノ本件ニ關スル行動ノ準據前述ノ如シト雖帝國カ常ニ人類ノ平和ヲ愛好シ戰鬪ニ伴フ慘害ヲ極力滅殺センコトヲ願念シアルモノナルカ故ニ此等ノ目的ニ副フ如ク前述一陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約其ノ他交戰法規ニ關スル諸條約「中害敵手段ノ選用等ニ關シ之カ規定ヲ努メテ尊重スヘク又帝國現下ノ國策ハ努メテ日支戦争ニ陥ルヲ避クントスルニ在ルヲ以テ此種戦争ヲ相手側ニ先ンシテ決心セリト見

ラルル如キ言動一例ハ戦利品、俘虜等ノ名稱ノ使用或ハ軍自ラ交
 戦法規ヲ其ノ儘適用セリト公稱シ其ノ他必要已ムヲ得サルニ非サル
 ニ諸外國ノ神經ヲ刺戟スルカ如キ言動一ハ努メテ之ヲ避ケ又現地ニ
 於ケル外國人ノ生命、財産ノ保護、駐屯外國軍隊ニ對スル應待等ニ
 關シテハ勉メテ適法的ニ處理シ以テ第三國トノ紛糾ヲ避クルノミナ
 ラス皇軍ニ對シテ信頼ヲ抱カシムル如クスルモノトス
 五地方ノ行政治安維持其ノ他官公署等ノ動産不動産等ノ保護ニ關シテ
 モ軍政ヲ布キ或ハ軍自ラ進ンテ之ニ關與スルヲ避ケ前述ノ趣旨ニ鑑
 ミ努メテ北支明朗化ニ害ナキ支那側人士ヲシテ自主的ニ之ニ當ラシ
 メ軍ハ現地ニ於ケル唯一ノ治安維持ノ眞ノ有能力者トシテ之ニ必要
 ナル内面的援助ヲ與ヘ其ノ實ヲ擧クルヲ可トス又支那側ノ神社佛閣
 等ノ保護ニ就テハ勉メテ注意アリ度

0338

トス
六、右諸件ノ實施ニ方リテハ機ヲ失セス之カ具體的報告ヲ提出スルモノ